

小供と金錢との問題

和田 實

小供に金錢を持たすことが害があらうかなからうか。云ふ問題や又持たす必要があらうかなからうかと云ふ問題は疾くの昔に一時教育熱心家の間に喧ましく論ぜられたことであるが其結果は例に因つて例の如く有耶無耶の間に葬られて充分の解決を見なかつた爲めにや近頃又々此問題を擔ぎ廻はつて兎に角と議論立をするものがある様で二三の家庭雜誌や婦人雜誌にも是に關する記事を見る様になつた、時には可なりの新聞にさへ抜書きなどされて居るのがある、そこで記者も一應の解決を試みて新進會員の御參考に供さうと思ふのである。

併し此問題は如何にも莫とした問題で一言で解決を與へると云ふには少し操輕に過ぎるので先づ第一に問題の意味を分拆して見る必要があると云ふ

十八
 譯は問題中の小供と云ふ意味が頗る不定であるからである。一体小供とは何歳位のものを目指すのか一寸判り兼ねる生れた許りの幼児も廣い意味で云へば小供に違ひないし中學の上級生と云つても十七や十八歳位では小供と云ふ方が適當であらうし、此問題に云ふ小供と云ふのは右の中の何れを話すのか判らぬ。若し學齡未滿の幼児を指しての問題ならば是は問題にはならないので誰れに云はせても眞倒に幼児にも金錢を持たせよ幼稚園の幼児には小遣錢を自ら出納せしめよなどと云ふ人もあるまい。して見ると此問題にある小供と云ふのは少くも七八歳以上の小供に就て云つて居るに違ひない。因つて茲では小學校兒童並に中學校生徒の大部分を指すものとして論ずることに仕様。次に今一つ問題の意味を吟味して置かなければならないのは小供に金錢を持たすと云ふ其意味は單に手にすることを云ふのか或は之を玩ぶことを意味するののか或は自らの入用に應じて小遣錢を出納

することを意味するの加若しくは此三者を悉く含むの加其意味が一向不定であるが單に手にするの之を玩ぶとは何うも此問題の範圍外とするのが至當だらうと思ふ。

そこで愈本題に入るが前にも云つた通り同じく小供と云つても其大きい方と小さい方とは年齢に於て非常な差であるから之を一概に論ずるのは適當でない小さな時は斯ふ大きくなつたら彼様と區別せらる可きである。即ち始めと終りとは其扱ひに於て大なる差違を以て居て差支ない筈である。否管に差支ないのみならず、斯様な差違を付ける必要があらうと思ふ。七八歳の尋常一年生なる兒童に對して規定した事を十七八歳の成童にも當て兼ね様と云ふのは無理に違ひない。倍て斯様に小童と成童とで金錢に對する様方を異にしてよよいとしたら其は何う云ふ風に違へる可きかと云ふには是は金錢なるもの、終極目的から割り出さなければならぬ。即ち人間と金錢との關

係から割り出されなければならぬが併し是はもう議論する迄もなく金錢を離れては殆んど人生なしと迄も云はれる今の世の中であるから假令始めから自由を持たすことが出來ないにしても成人の曉には自由之を扱ふて過ちのない人にならせなければならぬと云ふ必要のある爲めに相當の時日の間は練習的に持たせなければならぬと思ふ。

人或は親の脛を噛ちり親の金で暮して居る間は自ら金錢を手にする必要がない様に云ふ人もあるが是は却つて頗る危険な頑説と云ふ可きである。斯る人に教育された結果は一朝自ら金錢を自由にす可き時が來ると共に不精算と不しだらとで手の付け様もなく家經を紛亂させて仕まつるものが多いのである。畢竟餘りに嚴重なために金錢を如何に扱ふ可きかと云ふ覺悟と練習とを得させる機會をも失して仕舞ふたゝめである。故に小供には成人となつて社界に出る前に金錢取り扱の實地練習をさ

せる爲めとして多少とも持たせる必要があると云はねばならぬ。

既に持たせる必要があるとしたらば其は成る可く早い为宜からうか其れとも成る可く晚いが宜からうかと云ふ問題が次に起る疑問であるが併し早く持たせると云ふことは吾人は餘り賛成出来ないものである。或は亞米利加流義から云つたらば矢張り話せない天保思想だと笑ふかも知れないが、何うも日本人の思想、殊に君子人としての鷹揚な氣風を風彩の中に鑿けたいと云ふ吾々の希望から云ふと何うも早くから殊更に持たせて殊更に金錢の方面に兒童の思想を牽引し様とは思はないのである。それだから吾人は何れ持たせなければならぬのであるが餘り早くから持たせたくはないのである。然ればと云つて又或論者の云ふ様に、なるべく晩く持たせることが必要である。金錢の出納は大人でも随分困難なものであるから逆も小供などに甘く一定の範圍内で賄ふことが出来るもの

でないから一層のこと成る可く晩く持たす方がよい

二十

其方が危険もなく過もなく萬全な方法であると云ふ意見に従ふことも吾人は賛成出来ないのである。今迄の教育の方法としては兎も角、今日以後の教育殊に益金錢と人生との關係の密接し來る今後の教育に於ては何うしても此方面の實地練習をも教育時期の中に充分經驗させると云ふことは極めて重要な訓練事項であると思ふ。故に餘りに晩く迄金錢を持たせないと云ふことも決して教育的ではない。要するに吾人は適當の時期が來たらば相當に金錢を持たせて差支ない。否な持たせると云ふのが寧ろ教育的であると思ふのである。是に於て讀者は然らば其適當なる時期とは如何なる時ぞ」と反問されるだらうが是が頗る難問題である。是が誰にでも直に判るなら誰も本題の如き質問を出す人はあるまいけれど世の多くの父兄には是が一寸判らぬのである。判らないからこそ本題の如き問題が

起つた譯である。餘事は借て措いて、吾人は是に就て何う云ふ考を持つて居るかと云ふに是は二つの方面に分けて解決をしなければならぬと思ふ。即ち一つは小供に金錢を持たせ可き時期は決して一時には來ないと云ふこと、一つは其與へると云ふことも一時に格段に行はる可きものでない即ち今迄錢と云ふことを殆んど知らせもせず居たもの若しくは少しも其用方取扱方を知らしめざりしものに一時に自由に取扱はす可きものではないと云ふことである。兎角議論とか人爲とか云ふものは格段に段階を付けたがるもので、昨日迄は悪いとすると之を見るのも悪い様に云ふかと思ふと、今日は善しとして全く自由に放任すると云ふ様な、不自然な大變化を來すことが多いものである。小供に金錢の問題も多くの人の議論を眞正直に實行すると大抵はこんなものであるが、是は教育上害ありとも益のない話である。故に子供に金錢を持たすことも或時期に於て急に變化して

小供の自由に任す可きものでないものである。即ち之を教育的に考へて如何にせば兒童をして過なく金錢を自由に支配し得る位置に達せしめ得るかと思ふ問題が研究されなければならぬ。而して吾人は之を左の數段階に分つて考へるのが至當だと思ふ。

一金錢と云ふもの知らしむる時期

二委託的に之を扱はしむる時期

三或制限の本に練習的に自由に扱はしめて其結果を監督するの時期

四全く自由行使の時期

金錢の何物たるかを知らしむるの時期は可なり長く續くもので幼兒期の全部と兒童期の始めとを含むのが當然で普通尋常二年級を終る迄位は此時期の中と思はねばならぬ故に委託的に「お使に行つて来てお呉れ」と云ふのも家庭の事情の許す限り先づ尋常三年生になる迄はさせたくないと思ふ。併し是は小供の個性にも因るもので必しも一様に

は云へない。家庭の事情に因つてはもつと早く持たせる様にもなり、小供も早くから要求する様になるものである。又家庭の事情は同じでも子供の發達の好い方即ち惻憐な小供は何うしても早くから金銭を持つことを要求する。が併し今日中流以上の家庭ならば以上述べた時位迄は持たせないで置きたいし小供も要求しない位に極めて鷹揚に育つことが出来ると思ふ。是より早くは何うしても不利益な方が多い様である。

又之に反して小供が尋常三年生にもなつて學校では盛んに金銭の計算を遣つて居り小供は金銭に興味を持って之を取り扱ふことを喜ぶ様になつて居るのに強いて錢を持たせないのも悪いことであり無益なことである。勿論此時期とても始めの頃と終りの頃とでは委托行使の程度に難易の別はある可きであるから八九歳になつたからとて直に六ヶ敷く取り扱ひ方を任せる必要はない始めは釣錢を要さぬ様な簡単な買物から始めて漸次思考と意志を

要する扱ひ方を托する必要がある。斯様にして漸次に高尚に進みつゝ此時期は凡そ兒童の十二三歳即ち尋常五六年の頃迄續く可きである。

次に兒童の高等小學又は中學に入る様になつたらば第三期に達したもので條件付自由行使に任せて側より監督し忠告して正しき取り扱ひ方に慣れさせなければならぬ。そして自己一人の所有財産の取り扱ひ方に慣るゝに従ひ時には他よりの預托金等をも適當に處置することなどより融通貸借に關する正しくして健全なる覺悟を得しめ實際の取り扱ひ方に慣れしめなければならぬ。

斯くして此時機の練習は中學の終り頃迄は續くものであるが此中に充分の練習が出来て活社界に出て後金銭的行動に誤りのない様にしなければいけぬ。然るに世間の父兄は嚴にすると云へば一錢も自由にさせないのを以て是とするか然もなくば寛にするとして全然放任して顧みないのが多い。誠に非教育的な方法と云はねばならぬ。兒童の發達は

徐々であり不斷である。絶えず徐々に進歩して行く兒童の性質に應じて教育し様と云ふには矢張り徐々と長い間に目的點に達せんことを勉めなければならぬので一概に彼は未だ小供だ錢を持たず可らずと云ふ譯には行かないのである。

上杉憲山公の言に

女房と云ふは、喩へば朝顔の蔓の如く、夫は垣の様なるものにて候、此垣にすがり申さず候ては、花咲き實のり候事は之なく候、垣にはなれ候へば只草むらにとまり人の詠めともならず、みす／＼花も咲かず果は牛馬の爲ゆに踏み散らされ又來る年に咲くべき種もなく、惜しき花の色も一年切りにて影も形もなくなり候ことに候、されば又夫は此花を愛して水を注ぎ露を含ませ取り育て、花を咲かせ飽かずながめて纏て散り果て候へば、又來る年こそ見むと種を取りてかこひ置き候へば、幾年も同じ咲き分け綻り結、それぞれ色を失はず、行末目出度花咲き榮え候事に候、此心を思ひ遣りて、夫は女房に情あり、女房はもとより夫を大切に於て夫婦睦しく候へば其子孫繁昌し長く孝を務め亡き跡までも、由々敷帛はれ候ことは、我人も願はしき事には之なく哉

子供の歯

ドクトル 大屋 要作



人齒生育の機能を發する端緒は、胚胎後第七週日より始まり顎骨は胚胎後五週日にして化骨作用を始め、乳齒の發生は生後約六ヶ月より芽出し、約二年半に至れば悉く整列します、勿論時々發生の順序に差異はありますが、通例下齒の發生は上齒よりも數週日早いのが常です、先づ下顎の中央切齒出齦し、次に一週若しくは一二ヶ月を経て、相對する上顎の中切齒が芽出し、次に下顎側切齒上顎側切齒、又第一臼齒及び犬齒現はれ、終りに第二臼齒が發生して、上顎下顎都合二十で乳齒を完成するのであります。

往々變則の發生を認めることとあります、それは